

電気自動車用普通充電設備設置等業務 事業者公募要領

1 趣旨

この要領は、「電気自動車用普通充電設備設置等業務」（以下「本事業」という。）の委託者をプロポーザル方式により選定（以下「本選考」という。）する際の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

電気自動車用普通充電設備設置等業務

(2) 事業の内容

別紙「電気自動車用普通充電設備設置等業務 仕様書」による。

(3) 実施形式

公募型プロポーザル

(4) 担当部署及び提出先

（事務局）

茅ヶ崎市環境部環境政策課（本庁舎 2 階 1 番窓口）

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電 話：0467-81-7176(直通)

電子メール：kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

3 参加資格要件

本選考に参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当しないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

4 選考方針

本選考に当たっては、本市の職員で構成する「電気自動車用普通充電設備設置等業務企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）」を設置し、選考会議において行うものとする。

なお、選考会議の設置にあたっては、要綱を定め、組織、会議及びその他必要な事項につい

て明示するものとする。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
(1)公募公告開始・質問書の受付	令和6年4月19日(金)
(2)質問書の受付期限	令和6年4月26日(金)17時まで(必着)
(3)質問書に対する回答期日	令和6年5月1日(水)
(4)参加表明書・企画提案書の提出期限	令和6年5月10日(金)12時まで(必着)
(5)審査	令和6年5月13日(月)～5月16日(木)
(6)選考結果の通知予定日	令和6年5月20日(月)

なお、上記スケジュールは変更となる場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問は、次の表に基づき提出するものとする。なお、当該方法を除く個別の質問には対応しない。

事項	内容
提出資料	任意様式
提出期限	令和6年4月26日(金)17時まで(必着)
提出方法	電子メール ※件名は「電気自動車用普通充電設備設置等業務質問(会社名)」と記載すること。 また、担当者の所属部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
提出先	事務局

(2) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和6年5月1日(水)までに本市のホームページで公開するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 参加表明書の提出

参加表明書は、次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	参加表明書(様式1) 代表者印を押印
部 数	1部
提出期限	令和6年5月10日(金)12時まで(必着)
提出方法	来庁又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とすること。
提出先	事務局

8 企画提案書について

(1) 提出書類

企画提案書は次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	任意様式 正本（様式2を表紙とする） 副本（様式3を表紙とする）
部 数	正本1部、副本6部（副本は、複写可）
提出期限	令和6年5月10日（金）12時まで（必着）
提出方法	来庁又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とすること。
提出先	事務局

(2) 提出資料の記入上の留意事項

- ア 表紙を除き、A4判用紙10枚程度（両面印刷は可とする。）にまとめ、ページ番号を付すこと。
- イ 公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準を参考に企画提案書を作成し提出すること。
- ウ 企画提案の記載にあたり、概念図、引用可能な図面・写真・イラスト、またCGや図面を作成し、使用することに支障はないが、費用等は自己負担とすること。
また、引用する場合は、必ず参照先を記載すること。また文字サイズは、図表を除いて10ポイント以上とする。
- エ 参加表明者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。

9 選考方法

- (1) 本選考は公募とし、選考の対象は期限までに参加表明書及び企画提案書を提出した者（以下「参加者」という。）とする。
- (2) 参加表明書の提出がなかった場合には、本選考を無効とし、再度公募を行うこととする。
- (3) 選考会議は、(1)の規定により提出された企画提案書を基に書類選考を行うこととする。
- (4) 選考会議は、書類選考の結果を基にした評価により、委託先として最もふさわしい1者を選考するものとする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の提出期限が到来した時点で、参加者が1者である場合、選考会議の判断をもって、当該参加者を委託先として選考する。
- (6) 企画提案書での企画提案内容の評価は、選考会議の各委員が個別に行うものとする。
- (7) 総合評価点（各委員の合計点数を委員数で除した点数）において、最高得点の者が2者以上ある場合は、選考会議に諮って決定するものとする。
- (8) (4)に規定する1者が辞退した際は、次点の者を委託先とする。

10 結果の通知

選考結果は、本市より郵送で通知するものとする。選考されなかった者に対しては、選考さ

れなかった旨並びにその理由（非選考理由）を郵送にて通知するものとする。

1 1 選考結果の公表

選考結果については、参加者名及び合計点並びに委託先としての決定者名を本市ホームページに公表するものとする。参加表明書、企画提案書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について提出者と協議を行い、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

1 2 契約

- (1) 委託者として選考された者との業務委託は、地方自治法第 234 条第 2 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）の規定に基づき、茅ヶ崎市契約規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 15 号）に定めるところにより決定するものとする。
- (2) 選考結果は、本市の契約が完了するまでは、本市における契約上の効果をもたないものとする。

1 3 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とするものとする。

- (1) 提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- (4) 虚偽の内容が記述されている場合
- (5) その他本要領に違反すると認められた場合
- (6) 選考会議の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7) 評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

1 4 その他

- (1) 本選考における書類の作成及び提出に係る費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) インターネット、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 委託者として選考された者以外の者の企画提案書は、契約締結後、正本 1 部（本選考の記録として使用する。）を除き、すべて返却するものとする。ただし、帰属は企画提案者とする。
- (5) 選考後、業務遂行にあたっては、本市は企画提案書の内容に拘束されないものとする。